

熊本県歯科医師会・宮崎県歯科医師会・鹿児島県歯科医師会 災害時相互応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 本協定は、熊本県歯科医師会（以下、「甲」という。）、宮崎県歯科医師会（以下、「乙」という。）及び鹿児島県歯科医師会（以下、「丙」という。）が、大規模な災害が発生し、被災県歯科医師会単独では十分に応急措置が実施できない場合に備え、相互間の応援を円滑にするために必要な事項について定めるものとする。

(応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- (1) 身元確認班の派遣
- (2) 歯科医療支援資材の提供
- (3) 歯科医療支援班の派遣
- (4) 歯科保健活動班の派遣
- (5) 被災会員の支援
- (6) その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(応援要請手続等)

第3条 前条の規定による応援を受けようとする被災県歯科医師会は、災害の状況及び必要とする応援内容を精査して、被災県から応援県を通じて応援派遣要請を行う。また必要に応じて、被災県歯科医師会から応援県歯科医師会、および日本歯科医師会へ直接応援要請を行い、緊急要請後、速やかに文書を提出するものとする。

- 2 応援要請を受けたときは、速やかに実施しようとする応援内容を調整し、取りまとめて被災県歯科医師会に通知するものとする。
- 3 警察庁または各県警察から身元確認班の出動を要請されたときは、各県歯科医師会は速やかに出動する。

(応援班の指揮等)

第4条 応援班の応援活動は、被災県歯科医師会（または各県警察）の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援は原則自己負担とし、応援を受けた県歯科医師会に応援に関する経費を請求しない。

但し、被災県歯科医師会が公費の支給を受けたときは、該当する応援に対して後日費用を支払う。

(平常時の任務)

第6条 甲乙丙は、本協定に基づく相互間の応援が円滑に行えるよう、協議会や訓練を行えるよう努めるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定は延長され、以降同様とする。

(協 議)

第8条 本協定に定めがない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙丙協議して定める。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し甲乙丙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年 2月17日

甲 熊本県熊本市中央区坪井2丁目4番15号
一般社団法人 熊本県歯科医師会

会 長

浦田 健二



乙 宮崎県宮崎市清水1丁目12番2号
一般社団法人 宮崎県歯科医師会

会 長

重成 正敏



丙 鹿児島県鹿児島市照国町13番15号
公益社団法人 鹿児島県歯科医師会

会 長

伊地知 博史

